

「水銀廃棄物ガイドライン」新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

改訂後	改訂前
水銀廃棄物ガイドライン <u>第5版</u> 環境省 環境再生・資源循環局 <u>廃棄物規制担当参事官室</u> <u>令和8年3月</u>	水銀廃棄物ガイドライン <u>第4版</u> 環境省 環境再生・資源循環局 <u>廃棄物規制課</u> <u>令和7年4月</u>
1 (略)	1 (略)
2. ガイドラインについて 2.1～2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和8年3月</u>時点のものである。	2. ガイドラインについて 2.1～2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和7年4月</u>時点のものである。
3、4 (略)	3～4 (略)
5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 (中略) 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略)	5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 (中略) 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略)

改訂後

表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品

(新用途水銀使用製品命令¹⁷第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)

1. 一次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）

2.～74.（略）

注）空気亜鉛電池の下線を削除。

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

（中略）

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池		24 水銀抵抗器	
2 スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	25 差圧式流量計	
3 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	26 傾斜計	
4 H I Dランプ（高輝度放電ランプ）	×	27 水銀圧入法測定装置	
5 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）	×	28 周波数標準機	×
6 農業		29 ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
7 気圧計		30 容積分力計	
8 湿度計		31 滴水水銀電極	
9 液柱形圧力計		32 参照電極	
10 弾性圧力計（ダイヤフラム式ののものに限る。）	×	33 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
11 圧力伝送器（ダイヤフラム式ののものに限る。）	×	34 握力計	
12 真空計	×	35 医薬品	
13 ガラス製温度計		36 水銀の製剤	
14 水銀充滿圧力式温度計	×	37 塩化第一水銀の製剤	
15 水銀体温計		38 塩化第二水銀の製剤	
16 水銀式血圧計		39 よう化第二水銀の製剤	
17 真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		40 硝酸第一水銀の製剤	
18 温度定点セル		41 硝酸第二水銀の製剤	
19 顔料	×	42 チオシアン酸第二水銀の製剤	
20 ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		43 酢酸フェニル水銀の製剤	
21 灯台の回転装置		19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限る。×印に該当する。	
22 水銀トリム・ヒール調整装置			
23 放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	×		

注）表の更新

（中略）

改訂前

表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品

(新用途水銀使用製品命令¹⁷第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品)

1. 一次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）

2.～74.（略）

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

（中略）

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池		24 放電管（水銀が目視で確認できるものに限る。放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）	×
2 空気亜鉛電池		25 水銀抵抗器	
3 スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	26 差圧式流量計	
4 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	27 傾斜計	
5 H I Dランプ（高輝度放電ランプ）	×	28 水銀圧入法測定装置	
6 放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを除く。）	×	29 周波数標準機	×
7 農業		30 ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8 気圧計		31 容積分力計	
9 湿度計		32 滴水水銀電極	
10 液柱形圧力計		33 参照電極	
11 弾性圧力計（ダイヤフラム式ののものに限る。）	×	34 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12 圧力伝送器（ダイヤフラム式ののものに限る。）	×	35 握力計	
13 真空計	×	36 医薬品	
14 ガラス製温度計		37 水銀の製剤	
15 水銀充滿圧力式温度計	×	38 塩化第一水銀の製剤	
16 水銀体温計		39 塩化第二水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		40 よう化第二水銀の製剤	
18 真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		41 硝酸第一水銀の製剤	
19 温度定点セル		42 硝酸第二水銀の製剤	
20 顔料	×	43 チオシアン酸第二水銀の製剤	
21 ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		44 酢酸フェニル水銀の製剤	
22 灯台の回転装置		20の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限る。×印に該当する。	
23 水銀トリム・ヒール調整装置			

（中略）

改訂後				改訂前			
表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品（対象となるものは左端の列に掲げる製品単体）				表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品（対象となるものは左端の列に掲げる製品単体）			
水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考	水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
1.水銀電池	(略)	(略)	(略)	1.水銀電池	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	2. <u>空気亜鉛電池</u>	<u><用途></u> <u>小型電子機器等その他の物品の電源</u> <u><製品例></u> - <u><判別方法></u> <u>品番及びメーカー：最初のアルフアベットが「PR」のもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば水銀が使用されていると考えられる。海外メーカー製品では水銀が使用されていないものもある。</u> <u>*補聴器の多くは空気亜鉛電池を使用している。</u>	<u>・補聴器</u> <u>・ページャー（ポケットベル）</u>	<u>・水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものを除き、</u> <u>2018年より製造・輸入禁止</u> <u>・除外対象のボタン</u>

改訂後				改訂前			
							<u>電池について</u> <u>は今後も水銀が使用</u> <u>される見込み</u>
<u>2.</u> スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの。）	（略）	（略）	（略）	<u>3.</u> スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの。）	（略）	（略）	（略）
<u>3.</u> 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	（略）	（略）	（略）	<u>4.</u> 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	（略）	（略）	（略）
<u>4.</u> HID ランプ（高輝度放電ランプ）	（略）	（略）	（略）	<u>5.</u> HID ランプ（高輝度放電ランプ）	（略）	（略）	（略）
<u>5.</u> 放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	（略）	（略）	（略）	<u>6.</u> 放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを除く。）	（略）	（略）	（略）
<u>6.</u> 農薬	（略）	（略）	（略）	<u>7.</u> 農薬	（略）	（略）	（略）
<u>7.</u> 気圧計	（略）	（略）	（略）	<u>8.</u> 気圧計	（略）	（略）	（略）
<u>8.</u> 湿度計	（略）	（略）	（略）	<u>9.</u> 気圧計	（略）	（略）	（略）
<u>9.</u> 液柱形圧力計	（略）	（略）	（略）	<u>10.</u> 液柱形圧力計	（略）	（略）	（略）
<u>10.</u> 弾性圧力計（ダイヤフラム式の	（略）	（略）	（略）	<u>11.</u> 弾性圧力計（ダイヤフラム式のも	（略）	（略）	（略）

改訂後				改訂前			
ものに限る。)				のに限る。)			
11.弾性圧力計（ダイヤフラム式の ものに限る。)	(略)	(略)	(略)	12.弾性圧力計（ダイヤフラム式の ものに限る。)	(略)	(略)	(略)
12.真空計	(略)	(略)	(略)	13.真空計	(略)	(略)	(略)
13.ガラス製温度計	(略)	(略)	(略)	14.ガラス製温度計	(略)	(略)	(略)
14.水銀充滿圧力式温度計	(略)	(略)	(略)	15.水銀充滿圧力式温度計	(略)	(略)	(略)
15.水銀体温計	(略)	(略)	(略)	16.水銀体温計	(略)	(略)	(略)
16.水銀式血圧計	(略)	(略)	(略)	17.水銀式血圧計	(略)	(略)	(略)
17.真空ポンプ（水銀が目視で確認 できるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	18.真空ポンプ（水銀が目視で確認で きるものに限る。)	(略)	(略)	(略)
18.温度定点セル	(略)	(略)	(略)	19.温度定点セル	(略)	(略)	(略)
19.顔料	(略)	(略)	(略)	20.顔料	(略)	(略)	(略)
20.ボイラ（二流体 サイクルに用いられるものに限る。)	(略)	(略)	(略)	21.ボイラ（二流体 サイクルに用いられるものに限る。)	(略)	(略)	(略)
21.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)	22.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)
22.水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)	23.水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)
23. 放電管（水銀が目視で確認できる ものに限る。放電ランプ（蛍光ラ ンプ及び HID ランプを含む。）を除く。)	(略)	(略)	(略)	24. 放電管（水銀が目視で確認できる ものに限る。放電ランプ（蛍光ラ ンプ及びHID ランプを含む。）を除く。)	(略)	(略)	(略)
24.水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)	25.水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)

改訂後				改訂前			
<u>25.</u> 差圧式流量計	(略)	(略)	(略)	<u>26.</u> 差圧式流量計	(略)	(略)	(略)
<u>26.</u> 傾斜計	(略)	(略)	(略)	<u>27.</u> 傾斜計	(略)	(略)	(略)
<u>27.</u> 水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)	<u>28.</u> 水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)
<u>28.</u> 周波数標準機	(略)	(略)	(略)	<u>29.</u> 周波数標準機	(略)	(略)	(略)
<u>29.</u> ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	(略)	(略)	(略)	<u>30.</u> ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	(略)	(略)	(略)
<u>30.</u> 容積圧力計	(略)	(略)	(略)	<u>31.</u> 容積圧力計	(略)	(略)	(略)
<u>31.</u> 滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)	<u>32.</u> 滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)
<u>32.</u> 参照電極	(略)	(略)	(略)	<u>33.</u> 参照電極	(略)	(略)	(略)
<u>33.</u> 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	(略)	(略)	(略)	<u>34.</u> 水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	(略)	(略)	(略)
<u>34.</u> 握力計	(略)	(略)	(略)	<u>35.</u> 握力計	(略)	(略)	(略)
<u>35.</u> 医薬品	(略)	(略)	(略)	<u>36.</u> 医薬品	(略)	(略)	(略)
水銀使用製品	製品情報及び製品例（掲載製品は一例）	組込製品の例	備考	水銀使用製品	製品情報及び製品例（掲載製品は一例）	組込製品の例	備考
<u>36～43.</u> 水銀等の製剤	(略)			<u>37～44.</u> 水銀等の製剤	(略)		
<u>36.</u> 水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>37.</u> 水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>37.</u> 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>38.</u> 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>38.</u> 塩化第二水	(略)	(略)	(略)	<u>39.</u> 塩化第二水	(略)	(略)	(略)

改訂後				改訂前			
銀の製剤				銀の製剤			
<u>39.</u> よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>40.</u> よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>40.</u> 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>41.</u> 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>41.</u> 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>42.</u> 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>42.</u> チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>43.</u> チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
(中略)				(中略)			
表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例				表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例			
対象となる組込製品の例 (①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例)		左記製品中に用いられる①の水銀使用製品		対象となる組込製品の例 (①の水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品例)		左記製品中に用いられる①の水銀使用製品	
補聴器、銀塩カメラの露出計		1.水銀電池		補聴器、銀塩カメラの露出計		1.水銀電池	
(削除)		(削除)		<u>補聴器、ページャー（ポケットベル）</u>		<u>2.空気亜鉛電池</u>	
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機		<u>13.</u> ガラス製温度計		ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機		<u>14.</u> ガラス製温度計	
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）		<u>19.</u> 顔料		朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）		<u>20.</u> 顔料	
<製品例> (略)				<製品例> (略)			
ポーラログラフ装置		<u>31.</u> 滴下水銀電極		ポーラログラフ装置		<u>32.</u> 滴下水銀電極	

改訂後	改訂前
(中略) 5. 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったもの（例えば、<u>水銀電池</u>（水銀使用製品産業廃棄物の対象物）とアルカリボタン電池（水銀使用製品産業廃棄物の対象外））が混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って差し支えない。この場合、水銀使用製品産業廃棄物については、収集、運搬等において、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置をその他の物と区分して取り扱う必要があることから、混在したものを総体として、それ以外の物と区分して取り扱うこと。 (中略)	(中略) 5. 水銀使用製品産業廃棄物と、当該製品と同一カテゴリー・同一性状の製品が産業廃棄物となったもの（例えば、<u>空気亜鉛電池</u>（水銀使用製品産業廃棄物の対象物）とアルカリボタン電池（水銀使用製品産業廃棄物の対象外））が混在した状態で排出される場合には、総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱って差し支えない。この場合、水銀使用製品産業廃棄物については、収集、運搬等において、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置をその他の物と区分して取り扱う必要があることから、混在したものを総体として、それ以外の物と区分して取り扱うこと。 (中略)
6、7（略）	6、7（略）
参考資料 (中略) <u>マニフェストの交付等</u> (中略) 8. マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、保存義務違反等マニフェストに係る義務違反については、罰則（6か月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金）が科されている。 (中略)	参考資料 (中略) <u>マニフェストの交付等</u> (中略) 8. マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽マニフェストの交付、保存義務違反等マニフェストに係る義務違反については、罰則（6か月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金）が科されている。 (中略)

改訂後

廃棄物データシート (WDS)

<表面>

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日			記入者	
2	排出事業者の名称等	名称	〒	所屬	
		所在地		担当者	TEL
					FAX
3	廃棄物の名称				
4	廃棄物の発生工程				
	☐ 工程图等添付				
5	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等			
	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燐さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○: 含有 ×: 非含有 △: 含有の可能性あり	() アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () シクロクサント () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () フォェンルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエチン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチン () ダイオキシシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエチン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエチン			
7	廃棄物の組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付けられている 危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度	CAS登録番号
	☐ その他主要成分				
8	その他含有物質 ○: 含有 ×: 非含有 △: 含有の可能性あり	() 硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () アンチモン () その他 ()			

改訂前

廃棄物データシート (WDS)

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称 所在地	〒	所属 担当者		TEL FAX	
2	廃棄物の名称						
3	廃棄物の 組成・成分情報 (比率が高いと 思われる順に 記載)	主成分 他			MSDSがある場合、CAS No.		
	☐ 分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等					
	☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 鉍さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロベン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエチン () ペンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエチン () 1,4-ジオキサソ () ☐ PCB () 1,1,2-トリクロロエチン ()					
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質：ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアクリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質：クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レジソルシノール) ☐ 1,3,5-トリクロロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2-アミノアセトフェン ☐ 3-アミノアセトフェン 生成物質：臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()					

改訂後

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 □ 有 □ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) □ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) □ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) □ N,N-ジメチルアミン(DMAN) □ トリメチルアミン(TMA) □ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) □ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) □ ジメチルアミノエタノール(DMAE)			
10	有害特性 □ 有 □ 無 □ 不明 差支	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) □ アセチンジカルボン酸 □ 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) □ 1,3,5-トリドロキシベンゼン □ アセチルアセトン □ 2-アミノアセトフェノン □ 3-アミノアセトフェン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) □ 臭化物(臭化カリウム等)			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	□ 爆発性 □ 引火性(℃) □ 可燃性 □ 自然発火性(℃) □ 腐食性 □ 酸性化 □ 有機過酸化物質 □ 急性毒性 □ 感染性 □ 腐食性 □ 毒性ガス発生 □ 慢性毒性 □ 生態毒性 □ 重合反応性 □ その他()			
12	品質安定性	形状 □ 固形 □ 泥状 □ 液状 □ 粘性 □ 無 □ 有 □ 弱 □ 中 □ 強 臭気 □ 無 □ 有 □ 弱 □ 中 □ 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
13	荷姿	経時変化(□ 有 □ 無) 有る場合は具体的に記入 () □ 容器() □ 車両() □ その他()			
14	排出頻度 数量	頻度: (□ スポット □ 継続予定) 数量: () □ kg □ t □ ㎡ □ 本 □ 缶 □ 袋 □ 個 / □ 年 □ 月 □ 週 □ 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具 □ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () □ 保護手袋 □ 保護メガネ □ その他 () 応急処置 □ 吸入時 → □ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする □ その他 () □ 皮膚付着時 → □ 多量の水で洗い流す □ その他 () □ 目に入った場合 → □ 多量の水で洗い流す □ その他 () □ 飲み込んだ場合 → □ 多量の水を飲ませ吐かせる □ その他 () 漏洩時措置 除去方法: □ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する □ その他 () 除去作業時の注意: □ 廃棄物に触れないようにする □ その他 () 火災時措置 水による消火 □ 可 □ 不可 → 消火方法 () その他 □ 有 □ 無			
16	その他の情報	SDS (□ 有 □ 無) 分析表 (□ 有 □ 無) サンプル (□ 有 □ 無) 有の場合 → □ 均一 □ 不均一 □ 疑似サンプル 写真 (□ 有 □ 無) その他 (□ 有 □ 無) 具体的に → ()			
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

改訂前

9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(℃) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(℃) ☐ 禁水性 ☐ 酸性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
10	廃棄物の物理的・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	☐ 容器() ☐ 車両() ☐ その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ $\frac{1}{2}$ g・m3・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有)

・産業廃棄物の発生工程等
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
＜変更履歴＞				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

樣式作成 環境省